

## ● 協議のなかから

### 〔協議第5号 合併協議スケジュール関連〕

- ◆ 住民の方々へは、できるだけ速やかに協議の内容をお伝えするように、また、住民の方々の十分な理解を得るために、合併協議についても十分な時間をとるようにとの意見がありました。

### 〔協議第8号 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針関連〕

- ◆ 市町村建設計画の位置付けについて、関西圏全体の発展に貢献する拠点都市としての役割よりも、まず住民福祉の向上を図ることが重要であるという意見があり、文案の一部修正案も提案されましたが、これに対し、関西圏全体の拠点都市という役割は重要であり、原案には住民福祉の一層の向上を図ることについて既に記載があるので原案どおりでという意見が出され、採決の結果、原案どおりの内容で承認（賛成27人、出席委員等30人の4分の3以上で可決）されました。
- ◆ 計画の策定区域及び策定方法について、「将来の美原区の設置を検討する」を追加することが承認されました。
- ◆ まちづくり計画における対象事業について、4つの選定基準には、優先順位がないことをより明確にするため、①～④と表示していたものを○表示に修正することとなりました。
- ◆ その他の意見
  - 10ヵ年という計画期間は可としても、合併特例法等による財政支援措置終了後の財政見通しが必要ではないか。
  - 合併特例債の使途についても、今後の市町村建設計画にかかる協議のなかで、対等尊重の精神で議論を行いたい。
  - 将来のまちづくりに重点を置いた協議をすすめたい。
  - 住民の不安や誤解を招かないように議論を行いたい。

といった意見がありました。